

武豊町 こども計画



こどもまんなか社会

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会
ともに育ち ともに創る こどもが元気で輝くまち

① 計画策定の背景と目的

全てのこどもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するため、「こども基本法」(令和5年4月施行)がつくられました。国は、こども基本法に基づき、こども施策を総合的に推進するため、令和5年12月に「こども大綱」を策定し、国、都道府県、市区町村は、この基本法や大綱の内容にそって、こどもや若者に関する取組を行っていくことが求められています。

こうした取組の結果として、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現し、少子化・人口減少の流れを大きく変えるとともに、未来を担う人材を社会全体で育み、社会経済の持続可能性を高めていくことを目的に、「武豊町こども計画」を策定します。

② 計画の位置づけ

この計画は、「こども基本法」「子ども・子育て支援法」等に基づき、「こども大綱」「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」等をふまえ、今後のこども・子育て支援に関する本町の取組を推進する総合的な指針となるものです。

また、愛知県こども計画を勘案するとともに、第6次武豊町総合計画、第3次武豊町地域福祉計画を上位計画として、障がい児や健康増進などの各分野別計画などとの整合性を図っています。

なお、この計画が対象とする「こども」とは「心身の発達の過程にある者」を想定しています。

● 本計画で一体的に策定する計画

法令上の計画名	法 令
こども計画	こども基本法
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法
次世代育成支援対策地域行動計画	次世代育成支援対策推進法
子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法
子どもの貧困対策についての計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律
成育医療等に関する計画	成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

● 計画期間

この計画の期間は、令和7年度(2025年度)を初年度とし、令和11年度(2029年度)までの5年間とします。



③ 武豊町の現状

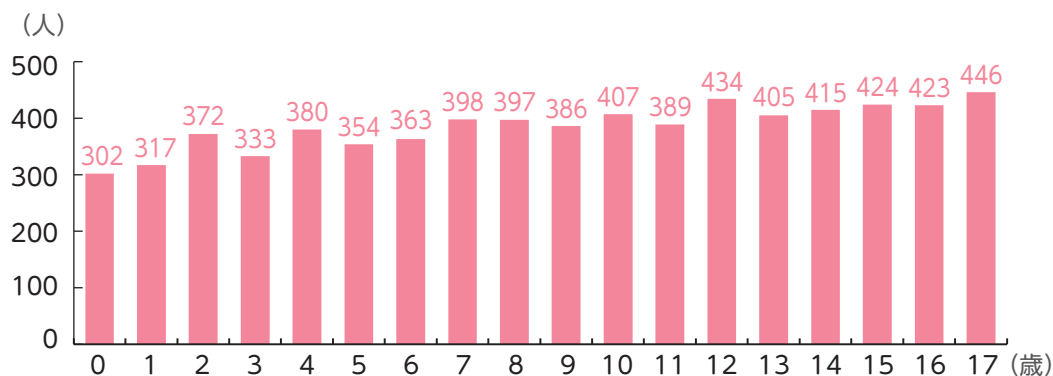
本町のこどもの年齢別人口をみると、減少傾向がみられます。合計特殊出生率は1.26で人口の維持の目安となる2.07を大幅に下回っています。

本町のこどもが回答したアンケート調査結果をみると、幸せな気持ちになることについて、「よくある」との回答は、小学6年生で51.3%、中学3年生で40.5%となっています。

将来の夢や目標を持っているかについて、「当てはまる」の回答は、小学6年生で54.5%、中学3年生で36.1%となっています。

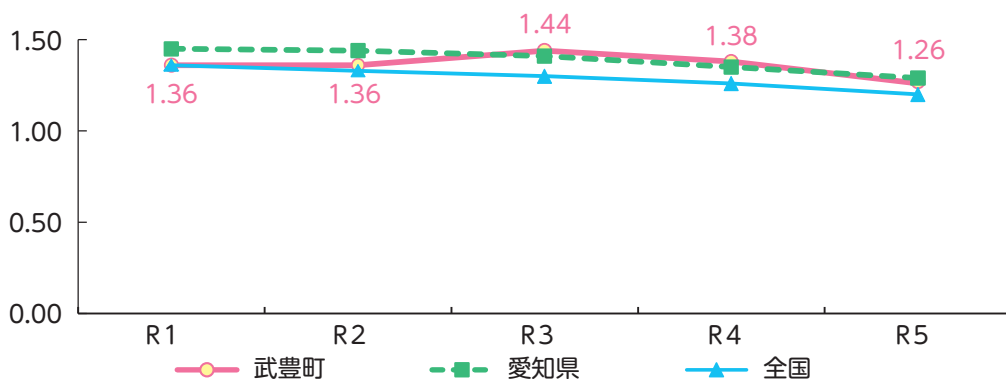
年齢別人口

資料：武豊町
「住民基本台帳」
(R6.10.1時点)



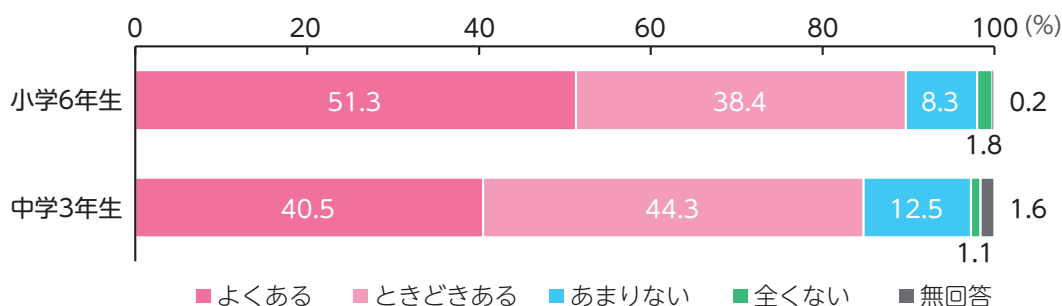
合計特殊出生率

資料：武豊町



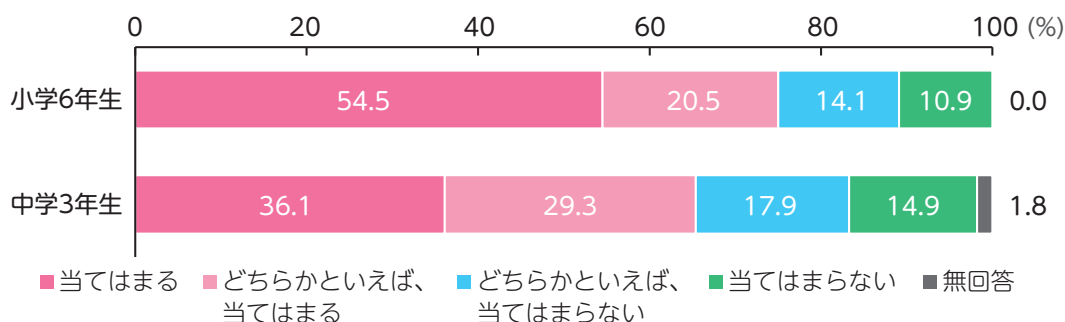
普段の生活の中で、幸せな気持ちになることはどれくらいありますか

資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」(令和5年度、武豊町)



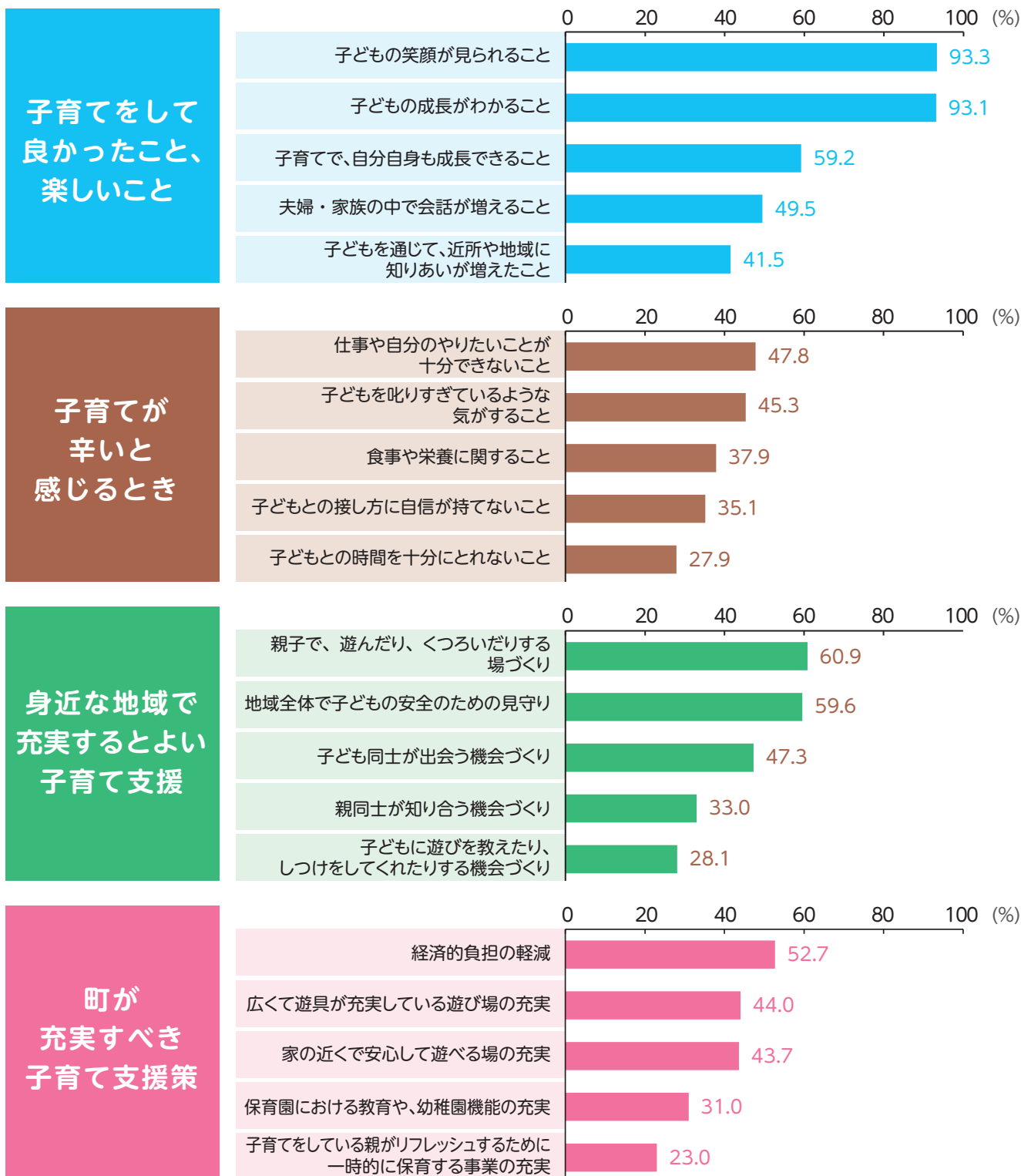
将来の夢や目標を持っていますか

資料：文部科学省「全国学力・学習状況調査」(令和5年度、武豊町)



本町の就学前のこどもの保護者アンケート結果をみると、子育てをして良かったこととして、「子どもの笑顔が見られること」「子どもの成長がわかること」など、子育てが辛いと感じるときとして、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」「子どもを叱りすぎているような気がする」となどの回答割合が高くなっています。

身近な地域で充実するとよい子育て支援については、「親子で、遊んだり、くつろいだりする場づくり」「地域全体で子どもの安全のための見守り」、町が充実すべき子育て支援策としては、「経済的負担の軽減」「広くて遊具が充実している遊び場の充実」「家の近くで安心して遊べる場の充実」の回答割合が高くなっています。



資料：武豊町「保護者アンケート」（就学前）（令和5年度）

4 基本理念

「武豊町こども計画」は、一人一人のこどもが健やかに元気に成長できるよう、こどもの最善の利益が実現される「こどもまんなか社会」の構築を目指すものです。そして、こどもたちを育てる保護者、また、これからこどもを産み育てる次代の親、町の人々が、学びやつながりを得て育ち合い、子育ての喜びを実感しながら、安心してこどもを産み育てることができるように子育てを支援する地域づくりを進めます。



5 基本的な視点

こどもの視点 こどもが元気で輝きをもって成長していく



こどもが元気で輝くためには、その施策を「こどもの立場で考える」ことが不可欠です。

全てのこどもが、将来に夢と希望をもって輝き、元気に育つとともに、豊かな人間性を育み、次代の親となるという認識のもとに、こどもの健全育成のための取組を進めます。

また、こどもの意見を尊重し、権利の保障や最善の利益を実現する取組を進めます。

保護者の視点

保護者がしっかりとこどもと向き合い、こどもとともに成長していく



子育ては、家庭がこどもの生活習慣の確立や人格形成にとって重要な役割と責任をもっています。保護者がしっかりとこどもと向き合い、保護者もこどもとともに成長し、喜びを感じながら子育てできる環境づくりを進めます。そして、周囲の人たちが子育てを温かく見守り、保護者が必要とした時に相談や適切な対応ができるサポート体制をつくりまします。

地域の視点

子育てしやすい地域をつくる



育児は、親から子へ、地域の中でまわりの大人から伝承され、次の世代に受け継がれてきました。少子化、核家族化、都市化の進展や、住民同士や世代間の交流の希薄化により、子育てをしている保護者の負担感、孤独感は増えています。

住民、地域の各種団体、事業者、行政等がそれぞれの役割を担い、連携・協働することにより、まちぐるみで子育てを支え合い、こどもを見守り、学びや育ちを応援するこどもと子育て家庭にやさしい環境づくりを進めます。



こども計画の体系

基本理念

ともに育ち
ともに創る
こどもが元気で輝くまち

基本的な視点

こどもの視点

こどもが元気で輝きをもって成長していく

保護者の視点

保護者がしっかりとこどもと向き合い、こどもとともに成長していく

地域の視点

子育てしやすい地域をつくる

基本目標・基本施策

① こども・若者の学び育ちを応援するまちづくり

- 1) こどもの権利の保障と対話推進
- 2) 多様な交流・体験の場づくり
- 3) こどもの遊び場・居場所づくり

② こどもや保護者の健康の確保及び増進

- 1) 乳幼児と保護者の健康の確保
- 2) 子育てに関する学びの支援
- 3) 安心して医療が受けられる環境の充実

③ 地域における子育て支援環境の充実

- 1) 就学前のこどもの教育・保育環境の充実
- 2) 多様な保育・預かりの推進
- 3) 子育ての相談や情報提供

④ 学童期・思春期・青年期の健やかな成長への支援

- 1) こども一人一人を大切にした教育
- 2) 家庭・地域における子育て力の向上
- 3) 困難を有するこども・若者への支援

⑤ 支援を必要とするこども・若者と家庭への支援

- 1) 切れ目のない支援体制の構築
- 2) 要保護児童等の支援
- 3) こどもの貧困・格差への対策
- 4) ひとり親家庭の支援
- 5) 障がいのあるこどもとその保護者の支援

⑥ こどもを安全に安心して産み育てられるまちづくり

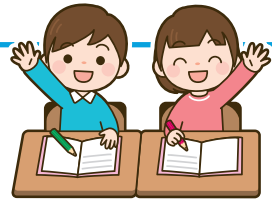
- 1) 子育てをしやすい生活環境や安全の確保
- 2) 仕事と子育ての両立の推進
- 3) 経済的な負担の軽減



重点施策

基本目標 1 こども・若者の学び育ちを応援するまちづくり

- 様々な体験機会の充実
- 子育て支援センター、児童館の改修等
- 親子が交流できる機会づくり



基本目標 2 こどもや保護者の健康の確保及び増進

- 産後ケア事業
- 特定妊婦への支援
- 妊娠期の子育てへの準備



基本目標 3 地域における子育て支援環境の充実

- 低年齢保育の充実
- 保育園の改修等
- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
- 児童クラブの運営・整備



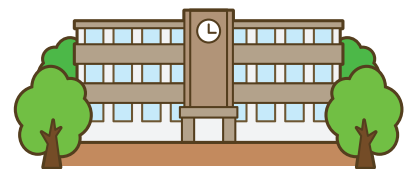
基本目標 4 学童期・思春期・青年期の健やかな成長への支援

- いのちの教育
- いじめへの対策
- 教育支援センターの設置
- 地域に開かれた学校づくり、地域とともにある学校づくり
- 学校における地域人材の活用
- ヤングケアラーへの支援



基本目標 5 支援を必要とするこども・若者と家庭への支援

- こども家庭センター
- 園と学校の連携
- 児童虐待通報受付、調査・相談
- 要保護児童支援のための体制づくり
- あおぞら園の療育環境の充実



基本目標 6 こどもを安全に安心して産み育てられるまちづくり

- 交通安全教育の推進
- 防犯カメラの設置





子ども・子育て支援事業計画

主な事業は次の通りです。

● 低年齢児保育

0～2歳児の保育を実施します。	令和5年度(実績)	令和11年度(確保)
	303人	408人

● 延長保育

通常の保育時間外に保育を実施します。	令和5年度(実績)	令和11年度(確保)
	341人	375人

● 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保育所等に入所していない、0歳6か月から満3歳未満までのこどもに、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談、子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。	令和5年度(実績)	令和11年度(確保)
	—	1日あたり 5人日

● 児童クラブ

保護者が昼間家庭にいない小学生が、放課後に小学校の余裕教室等で過ごすことができます。	令和5年度(実績)	令和11年度(確保)
	383人	553人

● お元気ですか訪問

生後1～2か月児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き子育て支援に関する情報提供を行います。	令和5年度(実績)	令和11年度(確保)
	298人	311人

● 妊婦等包括相談支援事業

家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携等まで一貫的な支援を行う事業です。	令和5年度(実績)	令和11年度(確保)
	872回	933回

● 産後ケア事業

産後も安心して子育てができる支援体制を確保するために、産後1年未満の母親及び乳児に対して、助産師等による心身へのケアや育児のサポート等を行います。	令和5年度(実績)	令和11年度(確保)
	1人日	150人日

編集発行 武豊町健康福祉部子育て支援課

〒470-2392 知多郡武豊町字長尾山2番地

Tel 0569-72-1111(代)